松山市総合評価落札方式Q&A

総合評価落札方式の考え方について

総合評価落札方式はどのようなメリットがあるのですか?

総合評価落札方式には次のようなメリットが挙げられ、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されると考えています。

- 〇価格と品質が総合的に優れた調達を行うことで、良質な社会資本整備を行うことができます。
- 〇必要な技術的能力を有する建設業者が競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不 適格業者の排除ができます。
- 〇技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成 に貢献します。
- 〇価格と品質の二つの基準で落札決定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。

|品確法とは何ですか?また、そのねらいは何ですか?|

品確法とは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」のことで平成 17 年 4 月から施行されている法律です。

近年、公共投資の減少による価格競争が激化する中で、著しい低価格による入札が急増するとと もに、下請けや労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が起きており、こうし た状況に対応するため品確法が作られました。

〇品確法のねらい

- ・バリュー・フォー・マネー(一定のコストに対し最も価値の高いものを調達)の実現
- ・ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除
- ・談合が行われにくい環境整備

|総合評価落札方式を活用する工事にはどのようなものがありますか?

小規模な工事や緊急性の高い防災工事などを除き、技術的な工夫の余地が大きい工事から一般的な工事まで市区町村向け簡易型などの活用も含め可能な限り活用することが望まれていますが、松山市においては、技術的な工夫の余地が大きい工事を対象としています。

総合評価落札方式の取り扱いについて

|入札参加申請書類の提出については、どのように取り扱っているのですか?|

総合評価落札方式については、入札の手法として「郵便入札」を採用しています。また、各案件の公告文、入札説明書に入札参加に必要な書類、スケジュール等を示していますので確認してください。入札参加締切後、契約課での窓口受付については一切行いませんので留意してください。

入札参加申請書類として参加申請書と併せ入札書、内訳書も同封しますが、それぞれに記載する日 付はどのようにすればよろしいでしょうか?

「入札参加申請書」には実際の申請日を記載し、「入札書・内訳書」については開札日を記載してください。

入札説明書において評価項目が設定されていますが、評価項目の加点要素が無ければ参加できない のですか?

入札の参加につきましては、公告文に示す参加条件が満たされていれば加点要素が無くても入札 参加は可能です。総合評価落札方式については、公告文において入札の参加条件を示し、入札説明 書で加点項目について示していますので案件ごとに示される公告文及び入札説明書を確認してく ださい。

施工計画の評価において具体的に評価されない内容とはどのようなものがありますか?

総合評価落札方式における施工計画(工程表・技術的所見)の評価は、記載している提案事項の実現性・具体性とその根拠の正確性が判断基準となります。記載誤りは当然ながら評価の対象とならず、その他には、提案内容に対して根拠が明らかに示されていない、特記仕様書、共通仕様書や法令等に反する記載をしている、共通仕様書や法令等を単に転写している、曖昧な表現の提案(例:必要に応じて・・・努力する。)などが挙げられますので、入札説明書に添付の「総合評価落札方式(簡易型)における施工計画作成上の留意事項(様式-1)」を確認してください。

施工計画の評価において様々な提案があるのですが、提案書類の枚数制限はありますか?また、「ファイル等に綴る」などといった、提出にあたっての規定はありますか?

提出資料の枚数制限がありますので注意してください。なお、提出可能な資料(第3号様式)の枚数は、A4縦片面で施工計画①から④の項目において、提案数に応じて3~10頁以内[1つの提案ごとに1頁まで、工程表(第2号様式)は除く]としますので、3~10頁を超える資料の提出があっても、その部分は評価(加点)の対象となりません。

また、参考資料の添付はA4縦片面で1つの提案ごとに1頁までとします。(「総合評価落札方式 (簡易型)における共通事項」を参照してください。)

提出にあたっての規定というものはありませんが、項目ごとにダブルクリップで留めて提出してください。

|評価(加点)されなかった提案まで実施しないといけないのですか?|

品質を確保するうえで、すべての提案を実施することとしておりますので、評価にかかわらず、 実施を認めない提案以外はすべて履行義務があります。詳細については、入札説明書に添付の「総 合評価落札方式(簡易型)における施工計画作成上の留意事項(様式-1)」に記述しております。

なお、提案したにもかかわらず、自己都合で実施しない場合は契約違反となり、これにより契約 の目的を達することができないと判断し、契約解除となります。

開札の立会いは可能ですか?また、開札後に入札会場で公表される内容はどのような内容ですか?

開札の立会いは、入札参加者であれば各参加者1名まで可能です。開札後に入札会場において公表する内容としましては、「調査基準価格」のみとなっております。

開札から落札決定までの期間はどの程度かかりますか?

「低入札価格調査」の対象の有無などによっても決定までの期間は異なりますが、 「低入札価格調査」対象でない場合・・・2日~4日程度 「低入札価格調査」対象の場合・・・・10日から2週間程度 を見込んでいます。

結果の公表については、どのような内容を行うのですか?

結果の公表については、誰もが容易に閲覧できるようにするため松山市ホームページの 「松山市ホームページ>入札・契約>入札案件のお知らせ>総合評価競争入札のお知らせ」 において落札決定後、速やかに行っております。

公表の内容としましては、「入札日」、「工事名」、「工事場所」、「予定価格」、「調査基準価格」、「入札参加者名」、「合計加算点」、「入札価格」、「評価値」となっております。

「合計加算点」の詳細について知りたいのですが公表してもらえるのですか?

「合計加算点」の詳細は、「入札情報サービス(工事・委託)」の「結果情報」において、該当案件に添付されている「評価値算出表」で確認できます。ただし、施工計画の詳細については、自社の詳細であれば、松山市契約課の窓口でお教えできます。なお、電話では詳細については対応いたしません。

提出書類漏れを防止するためにチェックシートのようなものはないのでしょうか?

平成29年度から「自己採点シート」を導入しました。

「自己採点シート」には「(イ)企業の施工能力」と「(ウ)配置予定技術者の能力」の評価項目毎に、 自己採点と添付書類の有無を記入する箇所がありますのでそちらを使用してください。また、入札参加 にあたっては、公告文及び入札説明書に従い、自己採点シートをはじめ、提出忘れがないように充分に 確認したうえで参加してください。

|自己採点がそのまま評価値として算出され、加点されるのでしょうか?|

そのまま加点にはなりません。従前のとおり発注者が入札参加申請資料一式を確認し評価値を算出しますので、自己採点シートは入札参加者の確認に使用し、入札参加申請資料として提出してください。